

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例案

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市児童会館条例の一部を改正する条例

札幌市児童会館条例(昭和35年条例第36号)の一部を次のように改正する。

(1) 第4条各号列記以外の部分中「会館」の次に「(札幌市東雁来児童会館(以下「東雁来児童会館」という。)を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 東雁来児童会館は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1) 前項第1号から第3号までに掲げる事業

(2) 児童と他の世代との地域における交流の基盤の形成及び当該交流の促進に関する事業(以下「交流事業」という。)

(3) その他会館の設置目的を達成するために必要な事業

(2) 第5条の表開館時間の項第2号中「の使用に供する場合」の次に「並びに東雁来児童会館を市長が指定する日の午後6時以降に交流事業を行うための使用に供する場合」を加える。

(3) 別表1中

「

札幌市丘珠ひばり児童会館	札幌市東区北丘珠4条1丁目
--------------	---------------

を

「

札幌市丘珠ひばり児童会館	札幌市東区北丘珠4条1丁目
札幌市東雁来児童会館	札幌市東区東雁来14条2丁目

」

に改める。

(4) 別表 2 中

「

クラブ室		400円	700円	450円	1,400円
遊戯室		1,200円	2,100円	1,400円	4,200円
体育室	300平方メートルまでの室	2,800円	4,800円	3,300円	9,700円
	300平方メートルを超える室	5,300円	8,900円	6,200円	18,000円

」

を

「

50平方メートルまでの室		400円	700円	450円	1,400円
50平方メートルを超え120平方メートルまでの室		1,200円	2,100円	1,400円	4,200円
120平方メートルを超え300平方メートルまでの室		2,800円	4,800円	3,300円	9,700円
300平方メートルを超える室		5,300円	8,900円	6,200円	18,000円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用承認等の手続、利用料金の支払手続その他札幌市東雁来児童会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 札幌市東雁来児童会館に係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。この場合において、市長は、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）第2条の規定にかかわらず、公募によることなく、特定の団体に同条例第3条の規定による申込みを求めることができる。

(理由)

新興住宅地である東区の札幌緑小学校区に、児童と他の世代との地域における交流の基盤の形成及び当該交流の促進に関する事業等を行う児童会館を新たに設置する等のため、本案を提出する。